

In transition

IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2019 年 10 月 23 日
No. 2019-07

IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」の修正案に関するアウトリーチにおいて収集したフィードバックの概要を検討した

要約

2019年10月22日、国際会計基準審議会 (IASB) は、IASBメンバーおよびスタッフが2019年7月から9月の間に行ったアウトリーチ活動において収集したフィードバックを検討した。このフィードバックには、公開草案に対する121件のコメント・レターの分析は含まれなかった。

ほとんどの利害関係者は、この修正案を歓迎したが、一部においてさらなる修正を行うべきと提案した。

今回のIASB会議では技術的な決定は行われなかった。IASBは、11月のIASB会議において、受領したコメント・レターの概要と、再審議のためのプロジェクト・プランの検討を予定している。

この「In transition」における見解は、2019年10月22日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

- 2019年6月26日、IASBは、「IFRS第17号の改訂」(「公開草案」)を公表した。公開草案は、利害関係者から提起された懸念事項と課題の一部についての対応であり、適用コストの削減と、IFRS第17号の適用の結果を財務諸表の利用者に説明する際の複雑性の軽減により、IFRS第17号を適用する企業を支援するための修正を提案した。
- 公開草案の90日間のコメント期間は、2019年9月25日に終了した。この間、IASBメンバーやスタッフは、さまざまなラウンド・テーブル会議やディスカッション・フォーラムで利害関係者との会合を持ち、修正案を説明し、利害関係者からのフィードバックを得た。

10月のIASB会議で議論された項目

3. 2019年10月22日、IASBは、公開草案に関するコメント期間中のアウトリーチにおいて収集されたフィードバックを検討した。今回のIASB会議では技術的な決定は行われなかった。
4. 全体として、利害関係者は、提起された問題および提案された救済について、IASBに対する支持を表明した。しかし、一部の利害関係者は、一部の修正案の範囲が狭すぎると考えている。欧州では、一部の利害関係者が、IASBが以前に基準を作成する際に検討したが公開草案で修正を提案しなかった領域についてコメントした。
5. 利害関係者は、発効日を2022年1月1日とする1年間の延期の提案に反対しなかった。しかし、一部の利害関係者は、IFRS第17号の発効日を2年遅らせて適用までの時間をより長く企業に与える提案を行ったが、その一方で他の保険会社は、さらなる延期によるコスト増加について懸念を表明した。数名のIASBメンバーは、発効日のさらなる延期に関して、財務諸表の利用者から得られたフィードバックの重要性に言及した。多くの利用者は、IFRS第17号は、保険セクターへの投資を増加させるために必要であり、保険セクターに投資できない機会費用は、作成者が基準を適用するための追加費用を上回ると考えている。
6. 一部の利害関係者は、個別の契約レベルで変動手数料アプローチに適切な契約を評価すべきである取扱いを明記したB107項の編集上の修正を、IFRS第17号の要求事項の大きな変更として考えた。スタッフは、B101項とB107項との間で文言を一貫させるための変更であったと指摘したが、フィードバックは、企業が個別の契約レベルではなく契約グループのレベルで適格性を評価していると示唆している。
7. IASBが公開草案で修正を提案しなかった領域の1つに、B137項に関する論点がある。これは、IFRS第17号をその後適用する際に、企業が以前の期中財務諸表で行われた会計上の見積りを変更しないという要求である。スタッフは、複数の法域にまたがる多くの利害関係者が、B137項の適用の影響について懸念を提起したと指摘した。
8. アウトリーチの詳細と、公開草案における具体的な質問についてIASBとスタッフが受領したフィードバックの要約は、[こちら](#)で入手可能である。

次のステップ

9. IASBは、2019年11月のIASB会議において、コメント・レターにおけるフィードバックの概要および再審議のためのプロジェクト・プランの検討を予定している。具体的な論点に関するフィードバックの詳細な分析は、IASBがこれらの論点を再審議する際に、IASBに提示される。これらの再審議は、2019年12月のIASB会議から開始される予定である。IASBは、IFRS第17号の適用を阻害したり、IFRS第17号により改善された有用性を低下させたりせずに、適用を容易にするための、対象を絞った狭い範囲の修正であるという、公開草案の目的を念頭に置いて、再審議を行うべきであることを強調した。
10. IASBは、2020年半ばにIFRS第17号の修正の最終版を発行することが目的であると確認した。

PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In brief INT 2019-09 Proposed amendments to IFRS 17, 'Insurance contracts'](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2019 - Insurance](#) (日本語訳は[こちら](#))

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In Transition

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします